東京都よろず支援拠点生産性向上支援センター
「生産性向上支援サポーター」公募要領

１.職種

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点生産性向上支援センター事業)における「生産性向上支援サポーター」

２.募集人員

若干名

３.業務内容

令和８年４月１日開設「東京都よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上(５Ｓ、工程改善、省力化、デジタル化等)に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。
また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関と適切に連携する。

４.契約条件

（１）報酬　　日額30,000円（税別）
※業務への従事が半日の場合は、日額の半額（１日を７時間以上、半日を４時間以上として、本件業務の報酬対象として請求いただく）
※法人契約は出来ません
（２）旅費・交通費　実施機関の規定による
（３）委託期間　　契約締結日～令和９年３月３１日
（４）従事日　　不定期（業務が発生した場合に都度依頼）
（５）就業時間　　支援時間に応じて変動します
（６）勤務場所　　主に相談者の事業所、等

５.求める人物像

原則、中小・小規模事業者支援実績があり、特に「経営改善計画書」作成の支援実績が豊富で企業財務に精通しており、都内の支援機関等もネットワークを有している事が前提になります。加えて以下の５点について求められています。

(１)企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
(２)業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方
(３)特に「省力化投資促進プラン(※)」に指定されている以下の９業種の支援ができうる方
①飲食業・②宿泊業・③小売業
④生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)
⑤その他サービス業(自動車整備業、ビルメンテナンス業)
⑥製造業(中小製造業、食品製造業)・⑦運輸業・⑧建設業・⑨警備業
(※)省力化投資促進プラン(内閣官房ＨＰ)
(４)専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能

性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

(5)ワンストップ側のゴーディネーター及び実施機関に対して協調して事業者支援に従事できる協調性と調整力が備わっている方

6.必要な資格・経験等

・パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、E-mail、テレビ会議システム)を利用できる方

・中小企業診断士等の国家資格を有する方、または同等の能力を有する方

※公的・民間の資格を有している事を求めていませんが、中小企業診断士の場合は、原則東京都中小企業診断士協会に所属しているか、所属が可能な方になります。

※現在、民間企業でご勤務されている方は「副業」・「兼業」が認められていることが前提になります。

7.公募方法

東京都よろず支援拠点ホームページへの掲載

8.応募方法

（1）提出期限　　令和８年１１月１０日（火）必着

（2）提出書類

①東京都よろず支援拠点生産性向上支援サポーター応募申込書(様式１)

②暴力団排除に関する誓約書(様式２)

③履歴書(任意様式・写真貼付・PC 作成可)

（3）書類提出先　東京都生産性向上支援センター　公募担当者宛

〒104-0061　東京都中央区銀座２－１０－１８　東京都中小企業会館５階

※提出いただいた書類は返却しない旨ご了承の上ご送付ください。

9.選考方法等

（1）書類審査　　結果については**通過者のみ**にご連絡します。

（2）面接審査　　書類審査通過者に対し順次実施します。

（3）結果連絡　　面接審査通過者に対し順次通知します。

（4）勤務開始　　採用決定者と要相談

※採用可否の理由に関する追い合わせについては回答いたしませんのでご了承ください。

10.備考

「生産性向上支援サポーター」の契約先は、東京都よろず支援拠点生産性向上支援センターの実施機関となります。

【お問い合わせ先】東京都よろず支援拠点　生産性向上支援センター

〒104-0061　東京都中央区銀座２－１０－１８　東京都中小企業会館５階

担当者　坪田

電話　　03-6278-7440（平日 9時～17時）